

○ 國土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

(平成13年4月3日国総處第99号 総合政策局建設業課長から地方整備局建設部長等あて)

最終改正 平成28年5月14日 1730-日国土建第102248号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長(以下「地方整備局長等」という。)が建設業の許可の更新を含む。以下同じ。)を行な際の基準及び標準処理期間については、別添1及び別添2により取り扱われるよう通知する。

なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項及び第6条の規定により、地方整備局等が建設業の許可を行な際の基準及び標準処理期間については、これを定め、又は定めるよう努めた上、これらを監督する他の適当な方法により公にしておかなければならぬこととされているので、遺漏のないよう取り扱われたい。

〔別添1〕

地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準

第1章 一般建設業の許可(許可の更新を含む。以下同じ。)の基準

地方整備局長等は、許可を受けようとするとする者(以下「申請者」という。)が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない(法第7条及び第8条関係)。

1 許可を受けようとするとする建設業に關し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

第1 申請者が法人である場合には、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものの一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当すること。

1 許可を受けようとするとする建設業に關し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

2 許可を受けようとするとする建設業以外の建設業に關し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者

3 許可を受けようとするとする建設業に關し経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。)にあって次のいずれかの経験を有する者

(1) 経営業務の執行に關して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委託を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務

を総合的に管理した経験

(2) 7年以上経営業務を輔佐した経験

4 國土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

(注1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。

(注2) 「取締役」とは、株式会社の取締役をいう。

(注3) 「執行役」とは、持名委員会設置会社の執行役をいう。

「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建築業の経営業務の執行に關し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等をいう。当該執行役員等が、「これらに準ずる者」とに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる基準により範囲を定めるものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための基準
- 組織図その他のこれに準ずる書類
- 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に属する事業部門であることを確認するための基準

「業務分掌規程その他これに準ずる書類」

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に關して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に關して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための基準
- 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役販業規則、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

(注2) 「役員のうち常勤であるもの」とは、→執務時間と勤務工具をフル、原則として本社、本店等において休日その他の勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に從事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の法令専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

なお、「後員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

(注3) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に關する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいう。

(注4) 「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役者しくは法人格のある各種の組合等の理事等の役員、個人の事業主又は支配その他の支店長、営業所長等営業取引上對外的に責任を有する地位にあつて、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

(注 5) 「経営業務の執行に關して、取締役会の決議を受けようとする建設業に関する執行的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」(以下「執行役員等としての経営管理経験」という。)とは、取締役会認定会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関する建設業執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいふ。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることとする。

執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算 5 年以上である場合も、3 (1) に該当するものとする。

3 (1) に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第 7 号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が 3 (2) に掲げる条件に該当することが明らかになつていることを確認するものとする。

- ・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、販売役員又は執行役員又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類
- ・ 組織図その他これに準ずる書類
- ・ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類
- ・ 業務分掌規則、過去の異議書その他これらに準ずる書類
- ・ 兼務補佐経験の期間を確認するための書類
- ・ 人事登録簿における就労契約の締結その他の法人の経営業務に関する書類
- ・ 人事登録簿における就労契約の締結その他のこれらに準ずる書類

(注 7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1 から 4 までのいずれかに該する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがつて二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき 1 から 4 までにいづれかに該当する者が、他の建設業についても同時に 1 から 4 までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもつてこの基準を満たしているものとして取り扱うものとする。
なお、1 から 4 までにいづれかに該当する者が第 2 に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所(原則として本社又は本店等) 内に限つて専任の技術者を兼ねることができるものとする。

(専任技術者)

第 2 申請者が営業所ごとに次の 1 から 5 までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

- 1 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後 5 年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で在学中に一定の学科を修めたもの
- 2 許可を受けようとする建設業に關し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第 1 条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する耳門士及び高専耳門士の称号の付与に関する規定(平成 6 年文部省告示第 84 号) 第 2 条に規定する専門士又は同規定第 3 条に規定する高度専門士を修するもの

3 許可を受けようとする建設業に係る専修学校による専門課程を卒業した後5年以内

上天候の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めたもの

4-2 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に係る建設工事に就き、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で一定の学科に合格した後5年以上は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で一定の学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者

5-3 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に就き、別表第2欄に掲げる者

6-4 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に就き、別表第2欄に掲げる者

7-5 國土交通大臣が1から6までに掲げる者と同等以上に該当する者

(注1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人材の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

・ 住所が勘務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の業務等において専任を要している者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）

他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

(注2) 「高等学校」には、旧大学令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。

「大学」には、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。

「高等専門学校」には、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。

(注3) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、たゞ単に建設工事のみの経験は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただししながら、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにと

び・土工事業許可で受けた建設工事及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重年6月1日以後、とび・土工事業許可で受けた建設工事及び解体工事業双方の実務の経験の期間については、平成28

に計算できる。なおまた、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接從事できない工事に直接從事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として從事した実務の経験に限り経験期間に算入するし、建設工事に係る資材の販賣業等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で受け負ったものに限り経験期間に算入する。

(注4) 「一定の学科」とは、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第1欄に掲げるるものである。

(注5) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から7までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いて求めることをめざすものではなく、したがって二以上の建設業について許可をもらう場合において、一の建設業につき1から5までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から7までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもつてこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と経営業務の管理責任者との兼任については、第1の注7-5を参照。

(誠実性)

第3 申請者が法人である場合には、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等をいう。以下同じ。）又は相談役、顧問その他いかなる名稱を有する者と同等以上の支配力を有するものと認められる社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関する不正又は不誠実な行為をするそれが明らかでないこと。申請者が個人である場合には、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。

(注1) 「不正行為」とは、請負契約の締結又は履行の際ににおける詐欺、脅迫、威嚇等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

(注2) 申請者が法人である場合には、当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合は、その者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもつて免許等の取消処分を受け、その最終处分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。

(注3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした

事実が通知された場合又は注2のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たしたものとして取り扱うものとする。

(財産的基礎、金錢的信用)

第4 申請者が請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金錢的信用を有しないことが明らかなる者でないこと。

(注1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあっては500万円に満たない工事が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正當な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

(注2) 次のいずれかに該当する者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱うものとする。

・自己資本の額が500万円以上ある者

・500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者

許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者ここで、「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては初期資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注3) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の財務諸表により、新規設立の企業にあっては創立時における財務諸表により、それぞれ行う。

(欠格要件)

第5 申請者が次の1から13まで(許可の更新を受けようとする申請者にあっては、1又は7から13まで)のいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。

1 成年被後見人若しくは被保佐人又は被監護を伴ないもの

2 法第29条第1項第5号又は第6号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

3 法第29条第1項第5号又は第6号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しによる行政手続法第15条の規定による通知があつた日又は処分をした者で当該届出の日から5年を経過しない者

4 3に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の規定による届出があつた場合

において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であつた者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

5 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

6 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

7 犯則以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

8 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

10 営業に關し未成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代表人が1から9まで又は11(法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの

11 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用人であつた者を除く。)のあるもの

12 個人で一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であつた者を除く。)のあるもの

13 暴力団員等がその事業活動を支配する者
(注) 「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものである。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第323条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条

・刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3第

第222条又は第247条

・暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)

・建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項前段(同法第88

- 条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項(第1号に係る部分に限る)。
- ・宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第142条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第2632条。
 - ・都市計画法(昭和43年法律第100号)第81条第1項の規定による国土交通大臣。
 - ・又は都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第91条。
 - ・景観法(平成16年法律第110号)第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101-100条。
 - ・労働基準法(昭和22年法律第49号)第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等条件の基準等)に係る法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第44条第1項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項。
 - ・職業安定法(昭和22年法律第141号)第44条の規定に違反した者に係る同法第64条。

参考 労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

第2章 特定建設業の許可(許可の更新を含む。以下同じ。)の基準
地方整備局長等は、申請者が次の第6から第10までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、特定建設業の許可をしない(法第15条及び第17条関係)。

(経営業務の管理責任者)

第6 申請者が第1の基準と同様の基準を満たすものであること。

(専任技術者)

第7 申請者が營業所ごとに次の1から6までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、指定建設業の許可を受けようとする申請者にあっては、その營業所ごとに置くべき専任の者は、1に該当する者又は3から6までの規定により国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたものと受けようとする者でなければならぬ。

1 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第3欄に掲げる者

2 第2の1から5までのいずれかに該当する者の中のうち、許可を受けようとする建設工事に關し、2年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者

3 許可を受けようとする建設業が指定建設業である場合においては、次のすべてに該当する者で、国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

・昭和63年6月6日時点で特定建設業の許可を受けて指定建設業に係る建設業を営んでい

た者の専任技術者(法第15条第2号の規定により營業所ごとに置くべき専任の者をいう。)として当該建設業に關しその營業所に置かれていた者又は同日前1年間に当該建設業に係る建設工事に關し監理技術者として置かれていた経験のある者であること。

ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、建設工事施行令の一部を改正する政令(平成6年政令第391号。以下「改正令」という。)の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日までの間(以下「特定期間」という。)に特定建設業の許可を受けて当該建設業を専任の専任技術者(法第15条第2号の規定により營業所ごとに置くべき専任の者をいう。)として当該建設業に關しその營業所に置かれた者又は特定期間若しくは改正令の公布前1年間に当該建設工事に關し監理技術者として置かれた経験のある者であること。

当該建設工事に係る昭和63年度、平成元年度又は平成2年度の法第27条第1項に規定する技術検定の1級試験を受験した者であること。

ただし、電気工事業、造園工事業である場合には、当該建設業に係る平成6年度、平成7年度又は平成8年度の法第27条第1項に規定する技術検定の1級試験を受験した者であること。

許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第4欄に掲げる講習の効果評定に合格した者であること。

4 許可を受けようとする建設業が管工事業である場合において、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による技能検定のうち、検定職種を1級の冷凍空気調和機器施工、配管(検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号)による改正後の配管と/orするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。)、空気調和設備配管、給排水設備配管又は配管工とするものに合格した者で、一定の検査に合格し、国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

5 許可を受けようとする建設業が鋼構造物工事業において、職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を1級の鉄工及び製鐵とするものに合格した者で、一定の検査に合格し、国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

6 国土交通大臣が1から5までに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者(注1)～「専任」の者とは、第2の注1と同義である。

(注2) 「指定建設業」とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、~~塗装~~塗装工事業及び造園工事業をいう。

(注3) 「一定の指導監督的な実務の経験」とは、許可を受けようとする建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円(昭和59年10月1日前の経験にあっては1,500万円、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の経験にあっては3,000万円)以上であるものに関する指導監督的な実務の経験をいう。なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験を含まない。

「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

(注4) 第2の1から5までにいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、2に該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間と同時に2に該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。まだしながら、経験期間が重複しているものについては二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事許可で受け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できない

⑤. 参考主たた、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接從事できない工事に直接從事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として從事した実務の経験により経験期間に算入するし、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で記載したものに限り経験期間に算入する。

(注5) 4の「一定の参考」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財団法人全国建設研修センターによって実施された管工事技術者特別認定考査である。

(注6) 5の「一定の参考」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財団法人建設業振興基金によって実施された鋼構造物工事技術者特別認定考査である。

(注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から6までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業において許可を行う場合において、一の建設業につき1から6までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から6までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもつてこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、平任の技術者と第6の経営業務の管理責任者の兼任については、第1の注5を参照。

(誠実性)

第8 申請者が第3の基準と同様の基準を満たす者であること。

(財産的基礎、金銭的信用)

第9 申請者が発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。

(注1) 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。

・ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。

・ 流動比率が75%以上であること。

・ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

ここで、「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の純益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益剰余金及び壬意預立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主貸勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。「流动比率」とは、流动資産を流动負債で除して得た数値を百分率で表したものを使う。

「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。

「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主貸勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注2) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに增资を行うことによつて基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関するこの基準を満たしているものとして取り扱う。

(欠格要件)

第10 申請者が第5の基準と同様の基準を満たす者であること。

〔別添2〕

地方整備局長等が建設業の許可（許可の更新を含む。）を行う際の標準的な処理期間について

建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類は、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条により提出先とされているその主たる当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね 120 日程度とする。

建設業の許可の申請に要する書類が都道府県知事から地方整備局長等の事務所に到達した後、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね 90 日程度を目安とする。

(注 2) 上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 3 条第 5 項にいう「不作為の遅延」に当たることにはならないものである。

別表	第1欄		第2欄		第3欄		第4欄		
	土木工学科	工事業工学科	土木工学科	工事業工学科	土木工学科	工事業工学科	土木工学科	工事業工学科	
土木工学科	土木工学科 林木土木、登山 木工、森林土木 木工、砂防、治 山、森林地又は 遊園に関する 学科を含む 以下の学科を含 む。以下この表 において同じ。)、都 市工学科、都市生 活工学科は交通 工学科に関する 学科。	1 法による技術検定のうち検定種目を実戦 機械施工又は1級の土木施工管理若しくは 2級の土木施工管理(種別を「土木」とす るものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法(昭和58年法律第25号)によ る第二次試験のうち技術部門を建設部門、 農業部門(選択科目を「農業土木」とする ものに限る。)、水道部門(選択科目を「森 林土木」とするものに限る。)、水道部門 (選択科目を「水道土木」とするものに限 る。)又は総合土木技術部門(選択科目を 「水道土木」又は「農業土木」、「森 林土木」又は「水道土木」とするものに限 る。)とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を実戦 機械施工又は1級の土木施工管理若しくは 2級の土木施工管理(種別を「土木」とす るものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、 農業部門(選択科目を「農業土木」とする ものに限る。)、水道部門(選択科目を「森 林土木」とするものに限る。)、水道部門 (選択科目を「水道土木」とするものに限 る。)又は総合土木技術部門(選択科目を 「水道土木」又は「農業土木」、「森 林土木」又は「水道土木」とするものに限 る。)とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を「農業 土木」とするものに限る。)、水道部門(選 択科目を「水道土木」とするものに限る。) 水道部門(選択科目を「水道土木」とする ものに限る。)又は総合土木技術部門(選 択科目を「水道土木」又は「農業土木」、「森 林土木」又は「水道土木」とするものに限 る。)とするものに合格した者					
建築工学科	建築学又は 都市工学に關する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理又は2級の建築施工管理 (種別を「建築」とするものに限る。)とす るものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築 士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理又は2級の建築施工管理 (種別を「躯体」又は「仕上げ」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理(種別を「躯体」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理(種別を「躯体」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理(種別を「躯体」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理(種別を「躯体」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理(種別を「躯体」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	
大工工学科	建築学又は 都市工学に 關する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理又は2級の建築施工管理 (種別を「構造」又は「仕上げ」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士、2級建築士 の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理(種別を「構造」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理(種別を「構造」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理(種別を「構造」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理(種別を「構造」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理(種別を「構造」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理(種別を「構造」とするも のに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	
								5 平成16年4月1日時点での施設能力開発 促進法又は同法附則第2条の規定による施 設前の體積測量法(昭和38年法律第133 号)第25条第1項の規定による技能検定 (以下「日技能検定」という。)のうち検定 種目を1級の建築大工又は型枠施工とする ものに合格していた者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		うち検定職種を2級の建築大工又は製作施工とするものに合格していた者であつてその後大工工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	4 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、塗装施工、コンクリート圧送施工又はウェルボイント施工とするものに合格した後コンクリート工事に關し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級の型枠施工者に合格した後コンクリート工事に關し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウエルボイント施工とするものに合格した後土工工事に關し3年以上実務の経験を有する者	5 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を2級のとび・とび工とするとするものに合格していた者若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格していた者若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格していた者若しくはコンクリート工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格していた者若しくはコンクリート工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウエルボイント施工とするものに合格していた者であつてその後コンクリート工事に關し1年以上の実務の経験を有する者の又は検定職種を2級のウエルボイント施工とするものに合格していた者であつてその後土工工事に關し1年以上実務の経験を有する者	6 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)以下「規則」という。)第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録地すべり防止工事試験」という。)に合格した後土工工事に關し1年以上実務の経験を有する者	7 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の平成17年度までの地すべり防止工事資格認定試験に合格しかつ、地すべり防止工事とし1年以上実務の経験を有する者
左官	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定試験日を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に關し3年以上実務の経験を有する者	3 平成16年4月1日時点での技能�定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点での技能�定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していた者であつてその後工事に關し1年以上実務の経験を有するもの		1 法による技術検定のうち検定試験日を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」又は「農業生産」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、	1 法による技術検定のうち検定試験日を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」又は「農業生産」とするものに限る。)、又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに限る。)	2 地すべり対策技術協会の平成17年度までの地すべり防止工事資格認定試験に合格しかつ、地すべり防止工事とし1年以上実務の経験を有する者	8 斜面ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて地すべり対策技術協会の平成17年度までの地すべり防止工事資格認定試験に合格した後土工工事に關し3年以上実務の経験を有する者若しくは土木工事業及び土工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定試験日を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」又は「農業生産」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに限る。)	3 植生施ノ開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルボイント施工とするものに合格した後土工工事に關し12年以上実務の経験を有する者若しくは土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者					

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄			
		うち検定職種を2級の建築大工又は製作施工とするものに合格していた者であつてその後大工工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者			
左官	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定試験日を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に關し3年以上実務の経験を有する者	3 平成16年4月1日時点での技能�定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点での技能�定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していた者であつてその後工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	1 法による技術検定のうち検定試験日を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)、又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに限る。)	1 法による技術検定のうち検定試験日を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)、又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに限る。)	2 地すべり対策技術協会の平成17年度までの地すべり防止工事資格認定試験に合格しかつ、地すべり防止工事とし1年以上実務の経験を有する者	3 植生施ノ開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび・型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウエルボイント施工とするものに合格した後土工工事に關し12年以上実務の経験を有する者若しくは土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		有する者 10 とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し、12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に關し、8年を超過する資格を有する者			法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（個別に「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（個別に「土木」又は「仕上げ」とするものに限る。）とする者	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（個別に「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（個別に「土木」又は「仕上げ」とするものに限る。）とする者	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（個別に「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（個別に「土木」又は「仕上げ」とするものに限る。）とする者	法による技術検定のうち検定種目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者
石工事 業	土木工学又 は建築学に 関する学科				5 平成16年4月1日の時点での技術検定のうち検定種目を2級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者	6 平成21年10月15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のストレート施工とするものに技能検定に合格していた者	7 平成21年10月15日の時点で職業能力開発促進法による技能�定のうち検定職種を2級のストレート施工とするものに技能検定に合格していた者であつてその後屋根工事に關し3年以上の実務の経験を有するもの	8 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄		第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		有する者 10 とび・土工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し、12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工事業に係る建設工事に關し、8年を超過する資格を有する者							
屋根 工事業	土木工学又 は建築学に 関する学科				1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は1級の建築施工管理（個別に「土木」とするものに限る。）又は2級の建築施工管理若しくは石構造工事に關し3年以上実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は1級の建築施工管理（個別に「土木」とするものに限る。）又は2級の建築施工管理若しくは石構造工事に關し3年以上実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事に關する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事に關する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事に關する学科

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	廻し3年以上実務の経験を有する者		
5 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管(後定職種を建築鋼構造施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者	6 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後修行工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	7 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技術につき国土交通大臣が定める資格を有したこととなつた後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者	8 水道法(昭和32年法律第177号)による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者
9 登録計量試験に合格した後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者	10 社団法人日本計量工業会の行う平成17年度までの1級の計量士技術評定に合格した後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者	1 法による技能検定のうち検定項目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者	2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者
土木工学、建築工学に関する学科	タイル・セメント・ブロック工事業	3 職能能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、瓦屋面しきはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、瓦屋面しきはブロック建築とするものに合格した後タイル・セメント・ブロック工事に關し3年以上実務の経験を有する者	4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、タイル

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
鉄筋 工事業	土木工学、建築、又は機械工学に関する学科	るもの	るもの	
		1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管掌告しくは2級の建築施工管掌（特別を、「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者	法による技術検定のうち検定項目を1級目を1級の建築施工管理するものに合格した者	
		2 飲食能力開発促進法による技術検定のうち検定欄を「飲食施工」とするものであつて選択科目を「飲食施工図作成作業」とするもの及び検定欄を「飲食施工と併せて選択科目を「飲食施工図作成作業」とするものであつて選択科目を「飲食施工と併せて作業」とするものに合規した後飲食施工とするものであつて選択科目を「飲食施工と併せて作業」とするものに合規した者については、実務の経験は要しない。）	法による技術検定のうち検定欄を「飲食施工」とするものに合規した後飲食施工とするものであつて選択科目を「飲食施工と併せて作業」とするものに合規した者については、実務の経験は要しない。）	
		3 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定欄を1級の飲食施工ととするものに合規していた者	平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定欄を1級の飲食施工とし、かつ、選択科目を「飲食施工図作成作業」とするもの及び検定欄を「飲食施工と併せて作業」とするものに合規していった者であつてその後飲食施工事に關し1年以上実務の経験を有する者は検定欄を2級の飲食施工ととするものに合規していた者であつてその後飲食施工事に關し1年以上実務の経験を有するもの（検定欄を1級の飲食施工とするものであつて選択科目を「飲食施工図作成作業」とするもの及び検定欄を1級の飲食施工ととするものであつて選択科目を「飲食施工と併せて作業」とするものに合規していった者については、実務の経験は要しない。）	
		4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定欄を「飲食施工」とし、かつ、選択科目を「飲食施工図作成作業」とするもの及び検定欄を「飲食施工と併せて作業」とするものに合規していった者であつてその後飲食施工事に關し1年以上実務の経験を有する者との間に合格していった者であつてその後飲食施工事に關し1年以上実務の経験を有するもの（検定欄を1級の飲食施工とするものであつて選択科目を「飲食施工図作成作業」とするもの及び検定欄を1級の飲食施工ととするものであつて選択科目を「飲食施工と併せて作業」とするものに合規していった者については、実務の経験は要しない。）	法による技術検定のうち検定欄を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（範別を「土木」とするものに限る。）とするものに合規した者	財團法人企画部改修セントラルセンター及び社団法人日本建設機械化協会の実務部門にて行われた平成元年度は平成2年度の土木技術
金手 装工事 業	土木工学、衛生工学又は交通工学に関する学科		1 法による技術検定のうち検定項目を建設機械施工とし、かつ、選択科目による第二次試験のうち技術検定部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとの間に限る。）とするものに合規した者	1 法による技術検定のうち検定欄を1級の土木施工管理とし、かつ、選択科目による第二次試験のうち技術検定部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとの間に限る。）とするものに合規した者

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
5 平成 16 年 4 月 1 日時点での建築能力開発検定のうち検定職種をもつて施工するもの又はコンクリート積み下し工事に合格していた者	張り工、塗装工、プロック建築工若しくはプロック建築工とするもの又はコンクリート積み下し工事に合格していた者	財団法人国土交通省研究センター及び社団法人日本建設機械化協会の平成 2 年度若しくは平成 3 年度に実務経験を有する者のうちの 1 級	財團法人国土交通省研究センター及び社団法人日本建設機械化協会の平成 2 年度若しくは平成 3 年度に実務経験を有する者のうちの 1 級
6 平成 24 年 3 月 31 日時点での建築能力開発検定のうち検定職種をもつて施工するもの又はコンクリート積み下し工事に合格していた者	張り工、塗装工、プロック建築工若しくはプロック建築工とするもの又はコンクリート積み下し工事に合格していた者	法による技術検定のうち検定職種をもつて施工するもの又はコンクリート積み下し工事に合格した者	法による技術検定のうち検定職種をもつて施工するもの又はコンクリート積み下し工事に合格した者
7 土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科	鋼構造物工事業	1 法による技術検定のうち検定項目を 1 級の「土木施工管理」(士木)とするものに限る。) 又は 1 級の建築施工管理若しくは 2 級の建築施工管理(類別を「1 體」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を 1 級の鋼工(選択科目を「製缶作業」又は「構造物取工作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を 2 級の鋼工とするものに合格した後鋼構造物工事に関する業務の経験を有する者 5 平成 16 年 4 月 1 日時点での建築能力開発検定のうち検定職種を 2 級の鋼工(既定職種を昭和 48 年改正政令による改正後の既工とす るものにあつては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物取工作業」とするものに限る。以下同じ。)又は既職とするものに合格していいた者 6 平成 16 年 4 月 1 日時点での既工又は既職とするものにあつてその後職業能力開発工事に關し 1 年以上実務経験を有するものに合格していた者	1 法による技術検定のうち検定項目を 1 級の「土木施工管理」(士木)とするものに限る。) 又は 1 級の建築施工管理若しくは 2 級の建築施工管理(類別を「1 體」とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を 1 級の鋼工(選択科目を「製缶作業」又は「構造物取工作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を 2 級の鋼工とするものに合格した後鋼構造物工事に関する業務の経験を有する者 5 平成 16 年 4 月 1 日時点での建築能力開発検定のうち検定職種を 2 級の鋼工(既定職種を昭和 48 年改正政令による改正後の既工とす るものにあつては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物取工作業」とするものに限る。以下同じ。)又は既職とするものに合格していいた者 6 平成 16 年 4 月 1 日時点での既工又は既職とするものにあつてその後職業能力開発工事に關し 1 年以上実務経験を有するものに合格していた者

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
塗装工事業	のに合格していた者。 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のガラス施工とするものに合格していた者であってその後ガラス工事に関し1年以上実務の経験を有するもののうち 5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年を超過する実務の経験を有する者。	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を、「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者。 2 鋼構造力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の塗装とするものに合格した後塗装工事に關し3年以上実務の経験を有する者。	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者。	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者。
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科のに合格していた者。 4 平成16年4月1日時点で旧技能椅定のうち検定職種を2級の金型、木工金型、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は地盤塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に關し1年以上実務の経験を有するものに合格していた者。	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに合格した者。 2 鋼構造力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に關し3年以上実務の経験を有する者。 3 平成16年4月1日時点で旧技能椅定のうち検定職種を1級の金型、木工金型、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は地盤塗装とするものに合格していた者。	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者。	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者。
		4 平成16年4月1日時点で旧技能椅定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格していた者。		

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
しゅんせつ工事業	<p>土木工学又は機械工学に附する学科</p> <p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とする者</p> <p>2 技術士法による技術検定のうち技術部門を建設部門、水道部門(選択科目を「水道工」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水道土木」とするものに限る。)とする者</p> <p>3 土木工事業及びしんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二級試験のうち技術部門を建設部門、水道部門(選択科目を「水道工」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水道土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 土木工事業に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者</p>	者特別認定 跡習
金 板 工 事 業	建築学又は機械工学に附する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とする者</p> <p>2 脆性能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級の工場板金工しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を2級の工場板金工しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に関する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点での技術検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点での技術検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格してその後板金工事に関する者であってその業務を存するもの</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
ガラス工事業	電気工学又は都市工学に関する学科	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 脆性能力開発促進法による技術検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格してその後ガラス工事に関する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点での技術検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又はガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に関する者</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者

第1欄		第2欄		第3欄		第4欄	
熱绝缘 工事業	土木工学、建 築学又は機 械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定項目を1級 の建築施工管理又は2級の建築施工管 理に合格した者 2 電気能力開発促進法による技術検定のう ち検定難度を1級の測定難度を2級の检测工事に 施工するものに合格した者	法による技術検定のうち検定項目を1級 日を1級の建築施工管 理に合格した者	法による技術検定のうち検定項目を1級 日を1級の建築施工管 理に合格した者	法による技術検定のうち検定項目を1級 日を1級の建築施工管 理に合格した者	法による技術検定のうち検定項目を1級 日を1級の建築施工管 理に合格した者	法による技術検定のうち検定項目を1級 日を1級の建築施工管 理に合格した者
電気通信工事業	電気工学又 は電気通信 工学に関する学科	1 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を電気電子部門又は総合技術監査部門 (選択科目を電気電子部門に係るものとす るものに限る。)とするものに合格した者 2 電気通信事業法(昭和59年法律第86号) による電気通信主任技術者登録者証の交付 を受けた者であって、その資格検査の交付 を受けた後電気通信工事に關し5年以上実 務の経験を有する者	技術士法による第二次試験のう ち技術部門を電気電子部門又は 総合技術監査部門(選択科目を電 気電子部門に係るものとする ものに限る。)とするものに合 格した者	技術士法による第二次試験のう ち技術部門を電気電子部門又は 総合技術監査部門(選 択科目を電気電子部門に係 るものとする。)とするものに合 格した者	技術士法による第一次試験のう ち技術部門を電気電子部門又は 総合技術監査部門(選 択科目を「林業」 又は「森林土木」とするもの に限る。)又は総合技術監 査部門(選択科目を「森林 土木」とするものに限 る。)又は「森林土木」と するものに合 格した者	技術士法による第一次試験のう ち技術部門を電気電子部門又は 総合技術監査部門(選 択科目を「林業」 又は「森林土木」とするもの に限る。)又は「森林土木」と するものに合 格した者	技術士法による第一次試験のう ち技術部門を電気電子部門又は 総合技術監査部門(選 択科目を「林業」 又は「森林土木」とするもの に限る。)又は「森林土木」と するものに合 格した者
造園工事業	土木工学、建 築学、都市工 程学又は植物 に関する学科	1 法による技術検定のうち検定項目を造園 施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を建設部門、森林部門(選 択科目を「林業」 又は「森林土木」とするものに限 る。)又は総合技術監査部門(選 択科目を「森林土木」と するものに限 る。)とするものに合 格した者	法による技術検定のうち検定項目を造園 施工管理とするものに合 格した者	法による技術検定のうち検定項目を造園 施工管理とするものに合 格した者	法による技術検定のうち検定項目を造園 施工管理とするものに合 格した者	法による技術検定のうち検定項目を造園 施工管理とするものに合 格した者	法による技術検定のうち検定項目を造園 施工管理とするものに合 格した者
		4 平成16年4月1日時点での技能検定の うち検定難度を1級の達成とするものに合 格していざ者					

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	ていた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち技能検定を2級の木工、建築製作、地 下工、カーテンウォール施工又はサッシ施 工とするものに合格していた者であつてそ の後建具工事に関する実務の経験を有するもの		
水道施 設工事 業	土木工学、造 築学、機械工 学、都市工学 又は衛生工 学等 に於ける 学年	1 法による技術検定のうち技能検定種口を1級 の土木施工管理型（種別を「土木」）とするものに限る。）と するものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科 目を「水質管理」又は「廃棄物 処理」）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選 択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管 理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。） とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法 施行規則による「廃棄物処理」選択科目を衛生 工学部門を改正する總理府令第57号改 正命令による改正前の技術士 法施行規則による「廃棄物 処理」）とし たものに限る。）による改正前 の技術士法施行規則（昭和52年總理府令 85号）による「汚物処理」とするものを含 む。）とするものに限る。）又は総合技術監 理部門（選択科目を旧技術士法施行規則に よる「廃棄物処理」とするものに限る。）と するものに合格した者 4 土木工事業及び水道施設工事業に係る施 設工事に關し12年以上実務の経験を有す る者のうち、水道施設工事業に係る施設工 事に關し9年を超える実務の経験を有する 者	1 法による技術検定のうち検定のうち檢 定種口を1級の土木施工管理 とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験 のうち技術部門を上下水道部 門（選択科目 を「水質管理」又は「廃棄物 処理」とするものに限る。） 又は総合技術監理部門（選 択科目を上下水道部門に係るも の、「水質管 理」又は「廃棄 物管理」とするものに限る。） とするものに合格した者 3 技術士法の規定による第二 次試験のうち技術部門を衛生 工学部門（選択科目を旧技術 士法施行規則による「廃棄物 処理」選択科目を衛生 工学部門を改正する總理府 令改 正命令による改正前の技術士 法施行規則による「汚棄物 処理」とするものに含む。）と するものに限る。）又は総合技 術士法による「汚棄物 処理」とするものに限る。） とするものに合格した者 4 土木工事業及び水道施設工事業に係る施 設工事に關し12年以上実務の経験を有す る者のうち、水道施設工事業に係る施設工 事に關し9年を超える実務の経験を有する 者
消防施 設工事 業	建築学、機械 工学又は電 気工学に關 する学科	消防法（昭和23年法律第186号）による甲 種消防器専士免状又は乙種消防器専士免状の 交付を受けた者	1 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管 理」とするものに限る。）又は総合技術監 理部門（選択科目を「廃棄物管理」とする ものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法 施行規則による「廃棄物処理」選択科目を衛生 工学部門を改正する總理府令改 正命令による改正前の技術士 法施行規則による「汚棄物 処理」とするものに限る。） とするものに合格した者
清掃施 設工事 業	土木工学、造 築学、機械工 学、都市工学 又は衛生工 学に関する 学科		1 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管 理」とするものに限る。）又は総合技術監 理部門（選択科目を「廃棄物管理」とする ものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法 施行規則による「廃棄物処理」選択科目を衛生 工学部門を改正する總理府令改 正命令による改正前の技術士 法施行規則による「汚棄物 処理」とするものに限る。） とするものに合格した者

第1欄		第2欄		第3欄		第4欄	
		5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定難関を2級の達成者であつてその後施工事務に關して1年以上実務の経験を有するもの					
さく井 工事業	土木工学、建築工学、機械工学、山学科又は衛生工学に関する学科	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用污水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用污水道」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち技能検定難関を1級のさく井ととするものに合格した者又は検定難関を2級のさく井とするものに合格した者であつてその後施工事務に關して3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定難関を1級のさく井ととするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定難関を2級のさく井ととするものに合格していた者であつてその後施工事務に關して3年以上実務の経験を有するものに合格した後 5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事事務に關して1年以上実務の経験を有する者 6 社団法人消防技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事として登録した後さく井工事事務に關して1年以上実務の経験を有する者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用污水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用污水道」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち技能検定難関を1級のさく井ととするものに合格した者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定難関を1級のさく井ととするものに合格した者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定難関を2級のさく井ととするものに合格した者 5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事事務に關して1年以上実務の経験を有する者 6 社団法人消防技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事として登録した後さく井工事事務に關して1年以上実務の経験を有する者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用污水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用污水道」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち技能検定難関を1級のさく井ととするものに合格した者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定難関を1級の木工（選択科目を「建築作業」）とするものに合格した者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定難関を1級の木工（選択科目を「建築作業」）とするものに合格した者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用污水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用污水道」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち技能検定難関を1級のさく井ととするものに合格した者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定難関を1級の木工（選択科目を「建築作業」）とするものに合格した者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定難関を1級の木工（選択科目を「建築作業」）とするものに合格した者		

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
		うち検定職種を1級のとび・とび正とするものに合格していた者。	土工・コンクリート工事に準じた者。	
6.	平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級のとび又はとび正とするものに合格していた者であつて、その後解体工事に關し 1 年以上実務の経験を有する者。	（注）	（注）	（注）
7.	解体工事に必要な知識及び技術を有する者。	（注）	（注）	（注）
8.	たための訓練であつて規則第 7 条の 4 から第 7 条の 6 までの規定により国土交通大臣が認めたものに合格した者。	（注）	（注）	（注）
9.	解体工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し、12 年以上実務の経験を有する者。うち、解体工事業に係る建設工事に關し 8 年を経える実務の経験を有する者。	（注）	（注）	（注）
10.	解体工事業及び解体工事業に係る建設工事に關し、12 年以上実務の経験を有する者。うち、解体工事業に係る建設工事に關し 8 年を経える実務の経験を有する者。	（注）	（注）	（注）
11.	建築費決済規則の一部を改正する省令（平成 27 年四十四号令）以下「平成 27 年改正省令」という。）の施行の際現する者のうち、解体工事業に係る建設工事に關し 8 年を経える実務の経験を有する者。	（注）	（注）	（注）
12.	平成 27 年改正省令の施行の際現に土工・土工・コンクリート工事に關し第 2 の 2 又は 3 に該当している者。	（注）	（注）	（注）
13.	平成 27 年改正省令の施行の際現に土工・土工工事業に關し新設業法施行規則第 7 条第 3 第 1 号及び第 2 号に掲げる者。	（注）	（注）	（注）
14.	平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級の製作施工、コンクリート正規施工又はウェルボイント施工とするものに合格していた者。	（注）	（注）	（注）
15.	平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級のとび・とび正とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前に土工工事に關し 1 年以上実務の経験を有する者。	（注）	（注）	（注）
16.	平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の製作施工又はコンクリート正規施工とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前に土工工事に關し 1 年以上実務の経験を有する者。	（注）	（注）	（注）

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「废弃物処理」とするものとされる。()」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「废弃物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者	2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「废弃物処理」(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「废弃物処理」とするものに限る。「」)とするものに限る。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「废弃物処理」)とするものに限る。)」とするものに合格した者	2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「废弃物処理」とするものに限る。「」)とするものに限る。)」とするものに合格した者
	土木工学又は建築工学に関する学科	1 平成28年度以降に実施された法による技術監定のうち検定科目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(範例別「土木」とするものに限る。)又は1級の鋼筋鉄骨工管理若しくは2級の鋼筋鉄骨工管理(範例別「建築」又は「躯体」とするものに限る。)レガルものに合格した者 2 平成27年度までに実施された法による技術監定のうち検定科目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(範例別「土木」とするものに限る。)又は1級の鋼筋鉄骨工管理若しくは2級の鋼筋鉄骨工管理(範例別「建築」又は「躯体」とするものに限る。)レガルものに合格した者	1 平成28年度以降に実施された法による技術監定のうち検定科目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(範例別「土木」とするものに限る。)又は1級の鋼筋鉄骨工管理若しくは2級の鋼筋鉄骨工管理(範例別「建築」又は「躯体」とするものに限る。)」とするものに限る。)又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(範例別「土木」とするものに限る。)又は1級の鋼筋鉄骨工管理若しくは2級の鋼筋鉄骨工管理(範例別「建築」又は「躯体」とするものに限る。)」とするものに限る。)」とするものに合格した者 2 平成27年度までに実施された法による技術監定のうち検定科目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(範例別「土木」とするものに限る。)又は1級の鋼筋鉄骨工管理若しくは2級の鋼筋鉄骨工管理(範例別「建築」又は「躯体」とするものに限る。)」とするものに限る。)」とするものに合格した者	1 平成28年度以降に実施された法による技術監定のうち検定科目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(範例別「土木」とするものに限る。)又は1級の鋼筋鉄骨工管理若しくは2級の鋼筋鉄骨工管理(範例別「建築」又は「躯体」とするものに限る。)」とするものに限る。)」とするものに合格した者
解体工事業		3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)」とするものに合格した者 4 年度実務による経験を有する者 5 平成16年4月1日時点より回復性検定のう	3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)」とするものに合格した者 4 年度実務による経験を有する者 5 平成16年4月1日時点より回復性検定のう	3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。)」とするものに合格した者 4 年度実務による経験を有する者 5 平成16年4月1日時点より回復性検定のう

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	金の施行の前にコンクリート工事に關し、 年以上其務の経験を有するに至つた者 17 平成 16 年 4 月 1 日時点での接続金足の うち検定職種を 2 級のウェルボイント施工 とするものに合流していた者であつて、か つ、その後平成 27 年改正省令の施行の前に 土工工事に關し 1 年以上実務の経験を有す るに至つた者 18 社団法人日本防災対策技術協会又は社団 法人地すべり対策技術協会の行う平成 17 年度までの地すべり防止工事資格認定試 験に合格したかつて、地すべり防止工事士と して登録した後平成 27 年改正省令の施行 の前に土工工事に關し 1 年以上実務の経験 を有するに至つた者		

(注1) 解体工事業の項目第 2 欄及び第 3 欄の登録については、平成 27 年改正省令附則第 2 条第 2 項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第 18 条の 3 の 2 から第 18 条の 3 の 16 項まで（第 18 条の 3 の 6 第 10 項を除く。）の規定を適用する。

(注2) 解体工事業の項目第 2 欄第 11 号から第 18 号まで並びに同項第 3 欄第 4 号から第 6 号は、
平成 33 年 3 月 31 日までの間に限り有効とする。

【平成28年6月1日時点版（溶け込み）】

○ 國土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

(平成13年4月3日国総建第99号 総合政策局建設業課長から地方整備局建設部長等あて)

最終改正 平成28年5月17日国土建第102号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）が建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）を行う際の基準及び標準処理期間については、別添1及び別添2により取り扱われるよう通知する。

なお、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び第6条の規定により、地方整備局长等が建設業の許可を行う際の基準及び標準処理期間については、これを定め、又は定めるよう努めた上、これらを備付けその他の適切な方法により公にしておかなければならぬこととされているので、釐添のないよう取り扱われたい。

〔別添1〕 地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準

第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準
地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第7条及び第8条関係）。

（経営業務の管理責任者）

第1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるもののが、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支那人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当すること。

1 許可を受けようとする建設業に關し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
2 許可を受けようとする建設業以外の建設業に關し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
3 許可を受けようとする建設業に關し経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合は役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合は当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあって次のいずれかの経験を有する者

（1） 経営業務の執行に關して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委託を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験

（2） 7年以上経営業務を輔佐した経験

4 國土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定したものと認定した者

（注1） 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。

「取締役」とは、株式会社の取締役をいう。

「執行役」とは、指名委員会等監査会社の執行役をいう。

「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に關して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委託を受けた執行役員等をいう。当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記部第7号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
- ・ 組織図その他これに準ずる書類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

「業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
- ・ 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役会規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

（注2） 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他の勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の土地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する旨業界及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。
なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

（注3） 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいう。

（注4） 「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他の支店長、営業所長等営業取引上外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

（注5） 「経営業務の執行に關して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委託を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を

総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）とは、許可を受ける者が法人であるか個人であるかを問わず、3（2）に該当するものとする。

執行役員等としての経営管理経験においては、取締役会の決議により特定の事業部門に關して業務執行方針を定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に關する事業部門であることを要する。

執行役員等としての経営管理経験においては、取締役会の決議により特定の事業部門に關して業務執行方針を定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に關する事業部門であることを要する。

3（1）に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第7号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3（2）に掲げる条件に該当することが明らかになつてることを確認するものとする。

3（1）に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第7号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3（1）に掲げる条件に該当することが明らかになつてることを確認するものとする。

執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するものとする。

執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するものとする。

業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に關する事業部門であることを確認するための書類

業務執行を行う特定の事業部門に關して業務執行権限の委譲を受ける者としていることを確認するための書類

取締役会の決議により特定の事業部門に關して業務執行権限の委譲を受ける者としていることを確認するための書類

法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受ける者が法人であるか個人であるかを問わず、3（2）に該当するものとする。

3（2）に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第7号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3（2）に掲げる条件に該当することが明らかになつてることを確認するものとする。

被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類
被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類
業務分掌規程、過去の実績書その他これらに準ずる書類
補佐経験の期間を確認するための書類

人事発令書その他これらに準ずる書類
被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを認めることではなく、したがつて二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から4までに該当する者を、他の建設業についても同時に1から4までに該当する者を、他の建設業についても同時に1から4までに該当する者をもつてこの基準を満たしているものとして取り扱うものとする。

なお、1から4までのいずれかに該当する者が第2に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。

（専任技術者）

第2 申請者が営業所ごとに次の1から5までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であることを。

1 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に附し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に一定の学科を修めたもの

2 許可を受けようとする建設業に附し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を除するもの

3 許可を受けようとする建設業に附し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めたもの

4 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に附し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で一定の学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で一定の学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者であることを。

も、3（2）に該当するものとする。

（注6） 「経営業務を補佐した経験」（以下「補佐経験」という。）とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（法人の場合の場合は業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、許可を受けようとする建設業に關する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、從事した経験をいう。

許可を受けようとする建設業に關する7年以上の補佐経験について、許可を受けようとする建設業に關する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業に關する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、3（2）に該当するものとする。

- 験を有する者
- 5 許可を受けようとする建設工事に係る建設工事に關し 10 年以上実務の経験を有する者
- 6 許可を受けようとする建設工事の種類に応じ、別表第 2 様に掲げる者
- 7 國土交通大臣が 1 から 6 までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

(注 1) 「専任」の者は、その営業所に常勤して車らその職務に從事することを要する者をいう。会社の社員の場合は、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であつても専任の技術者として取り扱うものとする。

・ 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

- ・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と並んでいる場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・ 他人に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

(注 2) 「高等學校」には、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による大学を含む。

「大学」には、旧大學令（大正 7 年勅令第 388 号）による専門学校を含む。

「高等専門学校」には、旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を含む。

- 土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。
- (注 4) 「一定の学科」とは、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第 1 様に掲げるものである。
- (注 5) この基準は、許可を受けようとする建設業にについて、1 から 7 までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いてることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき 1 から 7 までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に 1 から 7 までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもつてこの基準を満たしているとして取り扱う。
- なお、専任の技術者と経営業務の管理責任者との兼任については、第 1 の注 7 を参照。
- (誠実性)
- 第 3 中請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準する者（法人格のある各組の組合等）の理事等をいう。以下同じ。）又は相談役、顧問その他いかなる名稱を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関しても不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかなること。申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかなこと。
- (注 1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際ににおける詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。
- (注 2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもつて免許等の取消処分を受け、その最終处分から 5 年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。
- (注 3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注 1 に該当する行為をした事実が確認された場合又は注 2 のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。
- (財産的基礎、金銭的信用)
- 第 4 申請者が請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかなる者でないこと。

(注1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあっては500万円に満たない工事に係るものと定めます。なお、これらの額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上との契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

(注2) 次のいずれかに該当する者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱うものとする。

- ・自己資本の額が500万円以上である者

- ・500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者

ここで、「自己資本」とは、法人においては賃貸対照表における純資産合計の額を、個人においては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注3) この基準を満たしていないかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

(次略要件)

第5 申請者が次の1から13まで(許可の更新を受けようとする申請者にあっては、1又は7から13まで)のいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。

1 成行被後見人若しくは被保成人又は被送者で後権を得ないもの

2 法第29条第1項第5号又は第6号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

3 法第29条第1項第5号又は第6号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた場合の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者

4 3に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であつた者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

5 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

6 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁

止の期間が経過しない者

7 犯罪以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

8 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

10 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から9まで又は11(法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から9まで)のいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの

11 法人でその役員等又は一定の使用者のうちに、1から4まで又は6から9まで)のいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされた以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用者であつた者を除く。)のあるもの

12 個人で一定の使用者のうちに、1から4まで又は6から9まで)のいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされた以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用者であつた者を除く。)のあるもの

13 暴力団員等がその事業活動を支配する者
(注) 「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものである。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第209条の3、第222条又は第247条
- ・暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)
- ・建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監査員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項(第1号に係る部分に限る)
- ・宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
- ・都市計画法(昭和43年法律第100号)第81条第1項の規定による国土交通大臣、

ものにあつては二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

(注5) 4の「一定の考査」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財团法人全国建設研修センターによって実施された管工事技術者特別認定考査である。

(注6) 5の「一定の考査」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財团法人建設業振興基金によって実施された鋼構造物工事技術者特別認定考査である。

(注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から6までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることでもなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から6までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から6までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と第6の経営業務の管理責任者との兼任については、第1の注5を参照。

(誠実性)

第8 申請者が第3の基準と同様の基準を満たす者であること。

(財産的基礎、金銭的信用)

第9 申請者が次注1との間の請負契約で、その債務代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。

(注1) 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。

・ 欠損の額が資本金の20%を超えないこと。

・ 流動比率が75%以上であること。

・ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

ここで、「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の純益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び住宅積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負荷の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額をいう。

卷二

別添2] 地方建設業の許可(許可の更新を含む)を行う際の標準的な処理期間について

建設業を営む者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類は、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条により提出先とされているその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね 120 日程度を目指す。

建設業の許可の申請に要する書類が申請者から都道府県知事の事務所に到達した後地方整備局長等の事務所に到達するまでに通常要すべき期間は、おおむね 30 日程度を目安とする。

（注1）上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、地方整備局長又は都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないものである。

（注2）上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第5項にいう「不作為の違法」に当たることにはならないものである。

第1欄		第2欄		第3欄		第4欄		
土木工事業	土木工学(農林土木、塗山木、森林木、砂防、岩山、緑地又は範囲に附する学科を含む。以下この表において同じ。)。都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定題目を建設機械施工又は1級の土木施工管理(細別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、農業部門(選択科目を「森林土木」、「農業土木」、「水産土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするとものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定題目を建設機械施工又は1級の土木施工管理とす るものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)、農業部門(選択科目を「森林土木」、「農業土木」、「水産土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするとものに合格した者	財团法人全国建設技術検定センター及び社団法人日本建設機械施工検査協会の平成 2 年度又は平成 3 年度の土木技術者特別認定講習	財团法人全国建設機械施工検査協会の平成 2 年度又は平成 3 年度の土木技術者特別認定講習	財团法人全国建設機械施工検査協会の平成 2 年度又は平成 3 年度の土木技術者特別認定講習	財团法人全国建設機械施工検査協会の平成 2 年度又は平成 3 年度の土木技術者特別認定講習	
建築工事業	建築学又は都市工学に關する学科	1 法による技術検定のうち検定題目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理(細別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士又は 2 級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定題目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理(細別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者	財团法人全国建設機械施工検査協会の平成 2 年度又は平成 3 年度の土木技術者特別認定講習	財团法人全国建設機械施工検査協会の平成 2 年度又は平成 3 年度の土木技術者特別認定講習	財团法人全国建設機械施工検査協会の平成 2 年度又は平成 3 年度の土木技術者特別認定講習	財团法人全国建設機械施工検査協会の平成 2 年度又は平成 3 年度の土木技術者特別認定講習	
大工工事業	建築学又は都市工学に關する学科	1 法による技術検定のうち検定題目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理(細別を「構体」又は「土上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士、2 級建築士の免許を受けた者 3 職業能力測定検査による技術検定のうち検定課題を 1 次の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に關し 3 年以上実務の経験を有する者 4 平成 16 年 4 月 1 日時点で職業能力開発促進法又は同法律附則第 2 条の規定による既上の職業訓練法(昭和 33 年法律第 183 号)第 25 条第 1 項の規定による技能検定(以下「旧技能検定」という。)のうち検定課題を 1 次の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者 5 平成 16 年 4 月 1 日時点で既存検定の	1 法による技術検定のうち検定題目を 1 級の建築施工管理とす るものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定題目を 1 級の建築施工管理とす るものに合格した者 2 建築士法による 1 級建築士の免許を受けた者	財团法人全国建設機械施工検査協会の平成 2 年度又は平成 3 年度の土木技術者特別認定講習			

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
					6 建設工事業及び大工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者	7 大工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者	8 年を超える実務の経験を有する者	
					6 建設工事業及び大工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者	7 大工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者	8 年を超える実務の経験を有する者	
					6 建設工事業及び大工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者	7 大工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者	8 年を超える実務の経験を有する者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
石工事 業	する者 10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る 建設工事に關し12年以上実務の経験を有 する者のうち、とび・土工工事業に係る建 設工事に關し8年を越える実務の経験を有 する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の土木施工管理若しくは2級の土木施工管 理(範別を「土木」とするものに限る。)又 は1級の建築施工管理若しくは2級の建築 施工管理(範別を「仕上げ」とするものに 限る。)とする者に合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のう ち検定種類を1級のブロック建築若しくは 石材施工とするものに合格した者又は検定 種類を2級のブロック建築若しくは石材施 工とするものに合格した後石工事に關し3 年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日の時点で旧技能検定 のうち検定種類を1級のブロック建築、ブ ロック建築工、石材施工、石積み又は石工 とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定 のうち検定種類を2級のブロック建築、ブ ロック建築工、石材施工、石積み又は石工 とするものに合格していた者であつてその 後石工事に關し1年以上の実務の経験を有 するもの 5 平成2年11月2日の時点で職業能力開 発促進法による技能検定のうち検定種類を コンクリート積みブロック施工とするもの に合格していた者	法による技術検定のうち検定種目を1級 の土木施工管理又は1級の建築施工管理 (範別を「土木」とするものに限る。)と するものに合格した者 2 建築士法による1級建築士 の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理又は2級の建築施工管理 (範別を「仕上げ」とするものに限る。)と するものに合格した者又は検定種 類を2級の建築施工管理若しくはかわらばきと するものに合格した後石工事に關し3年 以上実務の経験を有する者 3 職業能力開発促進法による技能検定のう ち検定種類を1級の建築施工管理若しくはかわ らばきとするものに合格した者又は検定種 類を2級の建築施工管理若しくはかわらばきと するものに合格した後石工事に關し3年 以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定 のうち検定種類を1級の板金(鋼板料目を 「建築板金作業」とするものに限る。)建
堅 工 事 業	する者 土木工学科 は建築学に 関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理又は2級の建築施工管理 (範別を「土木」とするものに限る。)又 は1級の建築施工管理若しくは2級の建築 施工管理(範別を「仕上げ」とするものに 限る。)とする者に合格した者 2 建築士法による1級建築士 の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のう ち検定種類を1級の建築施工管理若しくはかわ らばきとするものに合格した者又は検定種 類を2級の建築施工管理若しくはかわらばきと するものに合格した後石工事に關し3年 以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定 のうち検定種類を1級の板金(鋼板料目を 「建築板金作業」とするものに限る。)建	法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理又は1級の建築施工管理 (範別を「土木」とするものに限る。)と するものに合格した者 2 建築士法による1級建築士 の免許を受けた者	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管(検定範囲を並葉式)と改訂版施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管とするものに合格していた者	6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後管工事に申し1年以上実務の経験を有するもの	7 建築士法第20条第4項に規定する建築士が定める知識及び技能にこととなつた後管工事に申し1年以上実務の経験を有する者	8 水道法(昭和32年法律第177号)による給水装置工事主任技師を免状の交付を受けた後管工事に申し1年以上実務の経験を有する者
9 登録計装試験に合格した後管工事に申し1年以上実務の経験を有する者	10 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に申し1年以上実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定職種を1級の建築板金工事に合格したもの	1 法による技術検定のうち検定職種を1級の建築板金工事に合格したもの
土木工学、建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定職種を1級の建築板金工事に合格したもの	2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者
タイル・れんが・ブロック工事業	3 電気能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、瓦炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、瓦炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・レンガ・ブロック工事に申し3年以上実務の経験を有する者	4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、タイル張り工、瓦炉、瓦管、瓦管工、ブロック建築若し	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
電気工事に關し1年以上実務の経験を有する者	電気工事に關し1年以上実務の経験を有する者	電気工事に關し1年以上実務の経験を有する者	電気工事に關し1年以上実務の経験を有する者
<p>6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を要備する工事又はこれらの装置の施設管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計測装置」という。）に合格した後電気工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人日本計測工業会の行う平成17年度までの1級の計測士技術審査に合格した後電気工事に關し1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定項目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第ニ次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る）、上下水道部門若しくは衛生工学部門（選択科目を「流体工学」とするものに限る）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とする者）が改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年更正令第5号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定項目を1級の管工事施工管理ととするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第ニ次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る）とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）又は給排水部門若しくは衛生工学部門（選択科目を「暖冷房及び冷凍機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>財團法人全国建設研修センターの平成元年度又は平成2年度の管工事技術者特別認定講習</p>
土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学科に關する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学科に關する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学科に關する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学科に關する学科
4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定額を1級の選奨扶助金（選択科目を「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。以下同じ。）、冷凍空気調和機器施工者（選択科目を「建装配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の選奨扶助金、冷凍空気調和機器施工しきくは配管とするものに合格した後管工事に關し3年以上実務の経験を有する者	4 職業能力開発促進法による技能�定のうち検定額を1級の選奨扶助金（選択科目を「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。以下同じ。）、冷凍空気調和機器施工者（選択科目を「建装配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の選奨扶助金、冷凍空気調和機器施工しきくは配管とするものに合格した後管工事に關し3年以上実務の経験を有する者	4 職業能力開発促進法による技能�定のうち検定額を1級の選奨扶助金（選択科目を「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。以下同じ。）、冷凍空気調和機器施工者（選択科目を「建装配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の選奨扶助金、冷凍空気調和機器施工しきくは配管とするものに合格した後管工事に關し3年以上実務の経験を有する者	4 職業能力開発促進法による技能�定のうち検定額を1級の選奨扶助金（選択科目を「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。以下同じ。）、冷凍空気調和機器施工者（選択科目を「建装配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の選奨扶助金、冷凍空気調和機器施工しきくは配管とするものに合格した後管工事に關し3年以上実務の経験を有する者

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
5	土木工学、又は機械工学に関する学科 農業	くはブロック建築工とするもの又は検定職種をれんが積み石積しくはコンクリート積み うち検定職種を2級のタイル張り、タイル 張り工、焼却、焼却工、ブロック焼却工は ブロック建築工とするものに合格していた者 であつてその後タイル・れんが・ブロッ ク工事に關し1年以上実務の経験を有する もの	6 平成24年3月31日時点での職業能力開発 促進法による技能検定のうち検定職種をれ んが積み石積しくはコンクリート積みブロック施 工とするものに合格していた者	財団法人企 業技術研究推 進センター及び社団法人 日本建設機 械化協会の 行った平成 元年度若し くは平成2 年度の土木 技術者特別 認定講習又 は財團法人 建設業振興 基金の行つ た平成元年 度若しくは 平成2年既 の建設技術 者特別認定 講習
6	土木工学、又は機 械工学に関する学科 農業	1 法による技術検定のうち検定職種を1級 の土木施工管理若しくは2級の土木施工管 理（別表に規定するものに限る。）又 は1級の建築施工管理しくは2級の建築 施工管理（種別を「原版」とするものに限 る。）とするものに合格した者 2 廉潔士法による1級廉潔士の免許を受け た者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコ ンクリート」とするものに限る。）又は総合 技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコ ンクリート」とするものに限る。）とするも のに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のう ち検定職種を1級の竣工（選択科目を「製 缶作業」又は「構造物工作業」とするも のに限る。以下同じ。）とするものに合格し た者又は検定職種を2級の竣工とするもの に合格した後構造物工事に關し3年以上 実務の経験を有する者 5 平成16年4月1日時点での技能検定のう ち検定職種を1級の竣工（検定職種を昭 和48年改正政令による改正後の竣工とす るものにあつては、選択科目を「製缶作業」 又は「構造物工作業」とするものに限る。 以下同じ。）又は実務とするものに合格して いた者 6 平成16年4月1日時点での技能検定のう ち検定職種を2級の竣工又は実務とする ものに合格していられた者であつてその後構 造物工事に關し1年以上実務の経験を有す るもの	1 法による技術検定のうち検 定職種を1級の土木施工管 理（別表に規定するものに限 る。）又は1級の建築施工管 理とするものに合 格した者 2 廉潔士法による1級廉潔士の 免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験 のうち技術部門を建設部門（選択科目を 「鋼構造及びコンクリート」とするものに限 る。）又は総合技術監理部門（選択科目を 「鋼構造及びコンクリート」とするものに限 る。）とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のう ち検定職種を1級の竣工（選択科目を「製 缶作業」又は「構造物工作業」とするも のに限る。以下同じ。）とするものに合格し た者又は検定職種を2級の竣工とするもの に合格した後構造物工事に關し3年以上 実務の経験を有する者 5 平成16年4月1日時点での技能検定のう ち検定職種を1級の竣工（検定職種を昭 和48年改正政令による改正後の竣工とす るものにあつては、選択科目を「製缶作業」 又は「構造物工作業」とするものに限る。 以下同じ。）又は実務とするものに合格して いた者 6 平成16年4月1日時点での技能検定のう ち検定職種を2級の竣工又は実務とする ものに合格していられた者であつてその後構 造物工事に關し1年以上実務の経験を有す るもの	財団法人企 業技術研究推 進センター及び社団法人 日本建設機 械化協会の 行った平成 元年度若し くは平成2 年度の土木 技術者特別 認定講習又 は財團法人 建設業振興 基金の行つ た平成元年 度若しくは 平成2年既 の建設技術 者特別認定 講習

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		4 平成 16 年 4 月 1 日時点での技術検定のうち検定難易度を 2 級のガラス施工とするものに合格していた者であってその後ガラス工事に因し 1 年以上実務の経験を有するもの		
		5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に因し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に因し 8 年以上選える実務の経験を有する者		
塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科専門	1 法による技術検定のうち検定難易度を 1 級の土木施工管理若しくは 2 級の土木施工管理(種別を「脚踏立場物設営」とするものには限る。)又は 1 級の建築施工管理若しくは 2 級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技術検定のうち検定難易度を 1 級の検査官とするものに合格した者若しくは検定難易度を路面表示施工とするものに合格した者又は検定難易度を 2 級の金漆とするものに合格した後金漆工事に因し 3 年以上実務の経験を有する者 3 平成 16 年 4 月 1 日時点での技術検定のうち検定難易度を 1 級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは構築塗装とするもの又は検定難易度を路面表示施工とするものに合格していた者 4 平成 16 年 4 月 1 日時点での技術検定のうち検定難易度を 2 級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は構築塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に因し 1 年以上実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定難易度を 1 級の土木施工管理又は 1 級の建築施工管理とするものに合格した者	
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科専門	1 法による技術検定のうち検定難易度を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技術検定のうち検定難易度を 1 級の防水施工とするものに合格した者若しくは検定難易度を 2 級の防水施工とするものに合格した後防水工事に因し 3 年以上実務の経験を有する者 3 平成 16 年 4 月 1 日時点での技術検定のうち検定難易度を 1 級の防水施工とするものに合格していた者 4 平成 16 年 4 月 1 日時点での技術検定のうち検定難易度を 2 級の防水施工とするものに合格していた者	法による技術検定のうち検定難易度を 1 級の建築施工管理とするものに合格した者	

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		講習	
しゅんせつ工事業	<p>土木工学又は機械工学に関する学科</p> <p>1 法による技術検定のうち検定項目を1級の土木施工管理又は「土木」とするものに限る。)とする者に合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門(選択別を「土木」とするものに限る。)又は総合技術部門(選択別を「土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択別を「土木」とするものに限る。)又は「水産土木」とするものに限る。)とする者に合格した者</p> <p>3 土木工事及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超過する実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定項目を1級の土木施工管理と/orに合格する者に合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門(選択別を「土木」とするものに限る。)又は総合技術部門(選択別を「土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択別を「土木」とするものに限る。)又は「水産土木」とするものに限る。)とする者に合格した者</p> <p>3 土木工事及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に關し8年を超過する実務の経験を有する者</p>	
板金工事業	<p>建築学又は機械工学に関する学科</p> <p>1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(選別を「仕上げ」とするものに限る。)とする者に合格した者</p> <p>2 職業能力開拓促進法による技能検定のうち検定職種を1級の工場板金若しくは建築板金と/orに合格した者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者であってその後板金工事に關し1年以上実務の経験を有するものに合格していた者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理と/orに合格する者に合格した者</p> <p>2 職業能力開拓促進法による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した者</p> <p>3 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格していなかった者</p>	
ガラス工事業	<p>建築学又は都市工学に関する学科</p> <p>1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理(選別を「仕上げ」とするものに限る。)とする者に合格した者</p> <p>2 職業能力開拓促進法による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格していなかった者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定項目を1級の建築施工管理と/orに合格する者に合格した者</p> <p>2 職業能力開拓促進法による技能検定のうち�定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に關し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格していなかった者</p>	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
さく井 工事業	土木工学、金 山学、機械工 学又は衛生 工学に関する 学科	1 技術士法による第二次試験のうち技術検定を有するものに合 格していた者であってその後造園工事に関 し1年以上実務の経験を有するもの	技術士法による第二次試験のうち技術検定を有するものに合 格していた者であってその後造園工事に関 し1年以上実務の経験を有するもの	4 平成16年4月1日時点での技術検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建 具工、カーテンウォール施工又はサッシ施 工とするものに合格していた者であってそ の後造園工事に關し1年以上実務の経験を 有するもの
水道施 設工事 業	土木工学、建 築学、機械工 学、都市工学 又は衛生工 学に関する 学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管 理（個別を「土木」とするものに限る。）と するものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を上下水道部門（選抜科目を「水質管 理」とするものに限る。）又は衛生工学部 門（選抜科目を「水質管理」又は「廃棄物 管理」とするものに限る。）と するものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を上下水道部門に係るもの、「水質管 理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。） 4 平成16年4月1日時点での技術検定の うち検定職種を1級のさく井ととするものに合 格した者又は検定職種を2級のさく井とす るものに又は合格した後さく井工事に關し3年 以上実務の経験を有する者 5 登録地すべり防止工事検定の うち検定職種を2級のさく井とするものに合 格していた者であってその後さく井工事 に關し1年以上実務の経験を有するものに 合格していた者 6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団 法人地すべり対策技術協会行う平成17 年度までの地すべり防止工事資格認定試 験に合格し、かつ、地すべり防止工事と して登録した後さく井工事に關し1年以上 実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の土木施工管 理（個別を「土木」とするものに限る。）と するものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を上下水道部門（選抜科目を「水質管 理」とするものに限る。）又は衛生工学部 門（選抜科目を「水質管理」又は「廃棄物 管理」とするものに限る。）と するものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を衛生工学部門（選抜科目を旧技術士法 施行規則による「廃棄物処理」（選抜科目を 技術士法施行規則の一節を改正する総理府 令（昭和57年総理府令第37号。以下「昭 和57年改正府令」という。）による改正前 の技術士法施行規則（昭和52年總理府令 85号）による「汚物処理」とするものを含 む。）とするものに限る。）又は総合技術監 理部門（選抜科目を旧技術士法施行規則に による「廃棄物処理」とするものに限る。）と するものに合格した者 4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建 設工事に關し1年以上実務の経験を有す る者のうち、水道施設工事業に係る建設工 事に關し3年を超える実務の経験を有する 者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の土木施工管 理（個別を「土木」とするものに限る。）と するものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を上下水道部門（選抜科目を「水質管 理」とするものに限る。）又は衛生工学部 門（選抜科目を「水質管理」又は「廃棄物 管理」とするものに限る。）と するものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を衛生工学部門（選抜科目を旧技術士法 施行規則による「廃棄物処理」（選抜科目を 技術士法施行規則の一節を改正する総理府 令（昭和57年総理府令第37号。以下「昭 和57年改正府令」という。）による改正前 の技術士法施行規則（昭和52年總理府令 85号）による「汚物処理」とするものを含 む。）とするものに限る。）又は総合技術監 理部門（選抜科目を旧技術士法施行規則に による「廃棄物処理」とするものに限る。）と するものに合格した者 4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建 設工事に關し1年以上実務の経験を有す る者のうち、水道施設工事業に係る建設工 事に關し3年を超える実務の経験を有する 者
建 具 工事業	建築学又は 機械工学に 関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管 理（選抜科目を「仕上げ」とするものに限る。） とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技術検定のう ち検定職種を1級の建築施工管 理（選抜科目を「サッシ施工」とするものに 限る。）と するものに合格した者 3 平成16年4月1日時点での技術検定の うち検定職種を1級の木工（選抜科目を「建 具製作作業」とするものに限る。以下同 じ。）、建具製作、建具工、カーテンウォー ル施工又はサッシ施工とするものに合格し ていた者	法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管 理（選抜科目を「サッシ施工」とするものに 限る。）と するものに合格した者 3 平成16年4月1日時点での技術検定の うち検定職種を1級の木工（選抜科目を「建 具製作作業」とするものに限る。以下同 じ。）、建具製作、建具工、カーテンウォー ル施工又はサッシ施工とするものに合格し ていた者	1 技術士法による第二次試験のうち技術部 門（選抜科目を「廃棄物管 理」とするものに限る。）又は総合技術監 理部門（選抜科目を「廃棄物管 理」とするものに限る。）と するものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を衛生工学部門（選抜科目を旧技術士法 施行規則による「廃棄物処理」とするもの に限る。）と するものに合格した者 3 平成16年4月1日時点での技術検定の うち検定職種を1級の木工（選抜科目を「建 具製作作業」とするものに限る。以下同 じ。）、建具製作、建具工、カーテンウォー ル施工又はサッシ施工とするものに合格し ていた者

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
さく井 工事業	土木工学、金 山学、機械工 学又は衛生 工学に関する 学科	1 技術士法による第二次試験のうち技術検定を有するものに合 格していた者であってその後造園工事に関 し1年以上実務の経験を有するもの	技術士法による第二次試験のうち技術検定を有するものに合 格していた者であってその後造園工事に関 し1年以上実務の経験を有するもの	4 平成16年4月1日時点での技術検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建 具工、カーテンウォール施工又はサッシ施 工とするものに合格していた者であってそ の後造園工事に關し1年以上実務の経験を 有するもの
消防施 設工事 業	土木工学、建 築学、機械工 学、都市工学 又は衛生工 学に関する 学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管 理（選抜科目を「廃棄物管 理」とするものに限る。）又は総合技術監 理部門（選抜科目を「廃棄物管 理」とするものに限る。）と するものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を衛生工学部門（選抜科目を旧技術士法 施行規則による「廃棄物処理」とするもの に限る。）と するものに合格した者 3 平成16年4月1日時点での技術検定の うち検定職種を1級の木工（選抜科目を「建 具製作作業」とするものに限る。以下同 じ。）、建具製作、建具工、カーテンウォー ル施工又はサッシ施工とするものに合格し ていた者	法による第二次試験のうち検定種目を1級 の建築施工管 理（選抜科目を「廃棄物管 理」とするものに限る。）又は総合技術監 理部門（選抜科目を「廃棄物管 理」とするものに限る。）と するものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を衛生工学部門（選抜科目を旧技術士法 施行規則による「廃棄物処理」とするもの に限る。）と するものに合格した者 3 平成16年4月1日時点での技術検定の うち検定職種を1級の木工（選抜科目を「建 具製作作業」とするものに限る。以下同 じ。）、建具製作、建具工、カーテンウォー ル施工又はサッシ施工とするものに合格し ていた者	1 技術士法による第二次試験のうち技術部 門（選抜科目を「廃棄物管 理」とするものに限る。）又は総合技術監 理部門（選抜科目を「廃棄物管 理」とするものに限る。）と するものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部 門を衛生工学部門（選抜科目を旧技術士法 施行規則による「廃棄物処理」とするもの に限る。）と するものに合格した者 3 平成16年4月1日時点での技術検定の うち検定職種を1級の木工（選抜科目を「建 具製作作業」とするものに限る。以下同 じ。）、建具製作、建具工、カーテンウォー ル施工又はサッシ施工とするものに合格し ていた者

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
6 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級のとび又はコンクリート工事に合格していた者	し第2の1から7まで及び9のいがれかに該当している者のうち、とび・土工・コンクリート工事に因し、2年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者	し第2の1から7までに実施された法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建設機械施工とするものに合格した者	5 平成 27 年度までに実施された技術検定による第二次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
7 解体工事に必要な知識及び技術を認証するための試験であつて規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者	6 平成 27 年度までに実施された技術検定による第二次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	6 平成 27 年度までに実施された技術検定による第二次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	5 平成 27 年度までに実施された技術検定による第二次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
8 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者	7 年に開示し、12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者	7 年に開示し、12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者	7 年に開示し、12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者
9 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者	8 年を超える実務の経験を有する者	8 年を超える実務の経験を有する者	8 年を超える実務の経験を有する者
10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者	9 年に開示し、12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者	9 年に開示し、12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者	9 年に開示し、12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関する実務の経験を有する者
11 建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成 27 年国土交通省令第 83 号。以下平成 27 年改正省令といいう。)の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に関する省令第 7 条第 2 号又はロに該当している者	12 平成 27 年改正省令の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に関する省令第 2 号又は 3 号に該当している者	13 平成 27 年改正省令の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に開示し第 2 の 7 条の 3 第 1 号及び第 2 号に掲げる者	14 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルボイント施工とするものに合格していた者
15 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級のとび又はコンクリート工事施工とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前にとび工事に関する実務の経験を有するに至った者	16 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能�定のうち検定職種を 2 級の型枠施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前にコンクリート工事に開示		

第1欄		第2欄		第3欄		第4欄	
		施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術審査部門(選抜科目を旧技術士法施行規則による「建築物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者	のうち技術部門を衛生工学部門(選抜科目日を旧技術士法施行規則による「建築物処理」選抜科目を昭和57年改正附令による改訂前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選抜科目を旧技術士法施行規則による「建築物処理」とするものに限る。)とする者	1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち合格した者	1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「選抜」又は「軽体」とするものに限る。)とするものに合格した者	1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「選抜」又は「軽体」とするものに限る。)とするものに合格した者	1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「選抜」又は「軽体」とするものに限る。)とするものに合格した者
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科	2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「選抜」又は「軽体」とするものに限る。)とするものに合格した者	2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「選抜」又は「軽体」とするものに限る。)とするものに合格した者	3 技術士法による第二次試験	3 技術士法による第二次試験	3 技術士法による第二次試験	3 技術士法による第二次試験
		3 技術士法による第三次試験のうち技術部門を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に関する知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の監修を受けたものを修了したもの又は当該第三次試験に合格した後解体工事に關し1年以上実務の経験を有する者	3 技術士法による第三次試験のうち技術部門を建設部門に係るものに限る。)とするものに合格した者であつて、解体工事に関する知識及び技術又は技能に関する講習であつて国土交通大臣の監修を受けたものを修了したもの又は当該第三次試験に合格した後解体工事に關し1年以上実務の経験を有する者	4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定種類を1級のとびとするものに合格した者又は検定試験を2級のとびととするものに合格した後解体工事に關し3年以上の実務経験を有する者	4 職業能力開発促進法による技能�定のうち検定種類を1級のとびとするものに合格した者又は検定試験を2級のとびととするものに合格した後解体工事に關し1年以上実務の経験を有する者	4 建設業法等の一部を改正する法律(平成25年法律第55号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際既にび・土工・コンクリート工事に関する	5 平成16年4月1日前点で旧支給検定のうち検定種類を1級のとびとする者

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	年以上実務の経験を有するに至った者		
	17 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち技能鑑定を 2 級のウェルボイント施工とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前に土工工事に關し 1 年以上実務の経験を有するに至った者		

- (注1) 解体工事業の項第 2 横及び第 3 横の登録については、平成 27 年改正省令附則第 2 条第 2 項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第 18 条の 3 の 2 から第 18 条の 3 の 16 項まで（第 18 条の 3 の 6 第 10 項を除く。）の規定を準用する。
- (注2) 解体工事業の項第 2 横第 11 号から第 18 号まで並びに同項第 3 横第 4 号から第 6 号は、平成 33 年 3 月 31 日までの間に限り有効とする。